

令和4年1月21日

令和4年第1回神奈川県議会臨時会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

第 50 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 4 年 1 月 19 日（水） 17 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. まん延防止等重点措置の適用に係る今後の対応について
2. その他

特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日

Kanagawa Prefectural Government

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【実施期間】

令和4年1月21日（金）から
2月13日（日）まで（24日間）

まん延防止等重点措置の内容

県民向け		一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）	
飲食店	時短等	【マスク飲食実施店認証店】 ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時） 協力金：2.5～7.5万円/日 ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日 【非認証店】 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日	①と②のどちらかを認証店が選択可能
	人数	1テーブル4人以内	
大規模集客施設等		入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守	
イベント	【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

Nanagawa Prefectural Government

2

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
 ※生活に必要な場合の例
 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
 必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
 生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）

飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等	○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【マスク飲食実施店認証店】</th> <th>【非認証店】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)</td> <td rowspan="2">5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> </tr> <tr> <td>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①と②のどちらかを認証店が選択</td> </tr> </tbody> </table>	【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】	①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日	②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日	上記①と②のどちらかを認証店が選択
【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】						
①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日						
②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日							
上記①と②のどちらかを認証店が選択							
	○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内 ※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する 全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし						
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)						
大規模集客施設等	○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請 (法第31条の6第1項、令第5条の5)						
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)						

Kanagawa Prefectural Government

4

イベントに対して

イベント	○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可
	大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可
安全計画策定			2万人を上限として収容定員まで可
	<p>※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」</p> <p>※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、 人数上限を収容定員までとする。</p>		
	○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)		
	○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)		

Kanagawa Prefectural Government

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
 - Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
- ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

オミクロン株による 感染急拡大への対応 (病床確保フェーズの引き上げ)

神奈川県 医療危機対策本部室

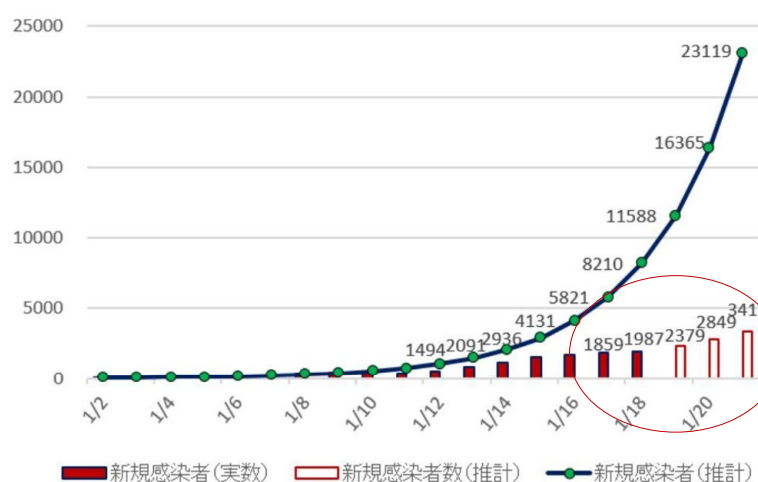
2022年1月19日

推計値と実績値の比較～新規発生患者

- (図1)では、1月2日から新規発生患者数が前日比1.41倍(2日で2倍)で推移した場合の推計と実績値及び直近7日間の増加率(1.2倍)で推移した場合の推計との比較を行った。
- (図2)では、直近7日間の増加率(1.2倍)で推移した場合の1月31日までのシミュレーションを行った。

2022年1月18日現在

◇(図1)新規発生患者数の推計と実績の比較



◇(図2)新規発生患者数の推計(直近7日間の増加率)

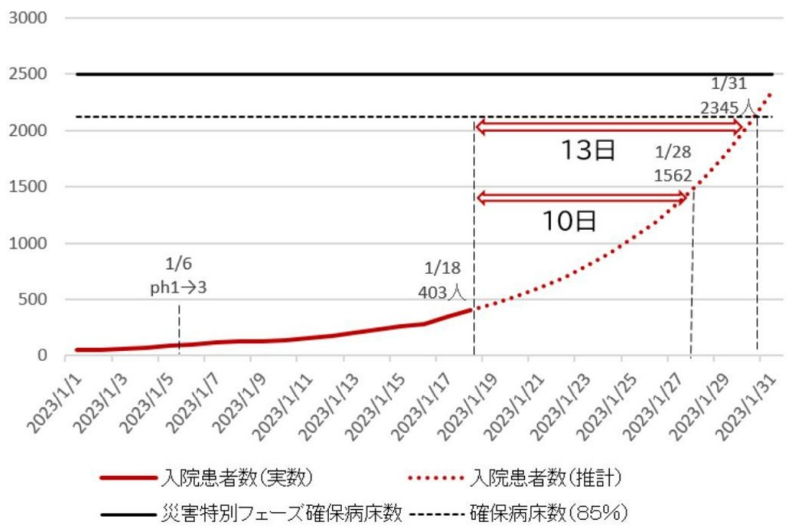


※2022年1月18日の新規発生患者数は速報値

急激に入院患者増加している

○ 直近7日間の入院者の増加率(1.15倍)で入院者が増加していくと、10日後にはフェーズ3の確保病床の85%に相当する病床(1445床)に、13日後には、災害特別フェーズの確保病床の85%に相当する病床(2125床)に到達する可能性がある。

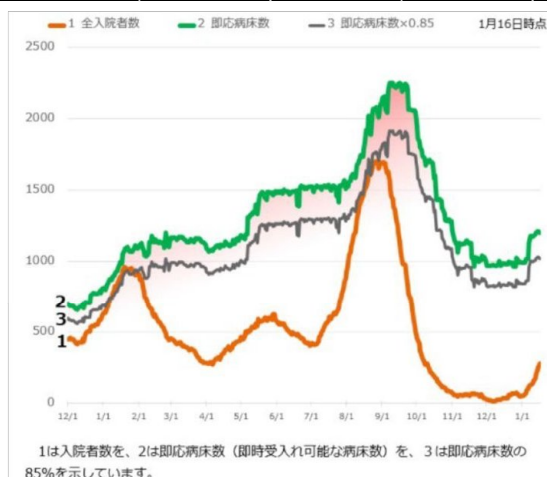
◇(図3)入院患者数の推計と実績の比較



※2022年1月18日の入院患者数は速報値

◇(表)推計により確保病床数の85%を超える日

	確保病床数	確保病床数(85%)	85%を超える日	入院患者数(推計)
災害特別フェーズ	2500床	2125床	1月31日	2345人
フェーズ4	2100床	1785床	1月29日	1789人
フェーズ3	1700床	1445床	1月28日	1562人

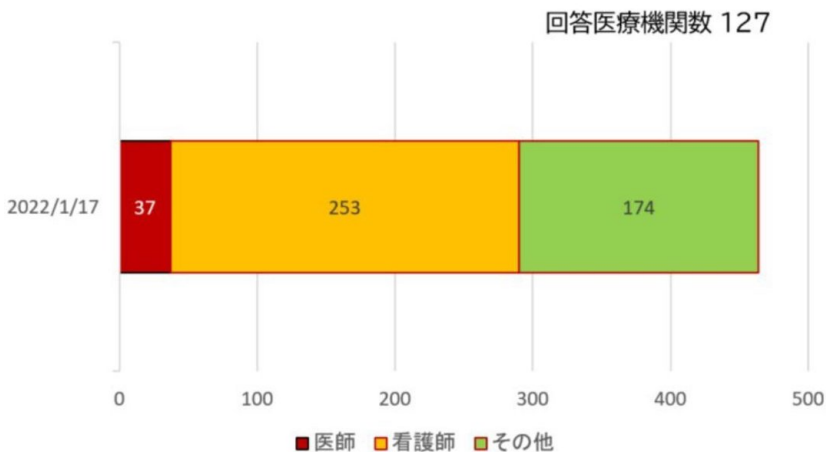


3

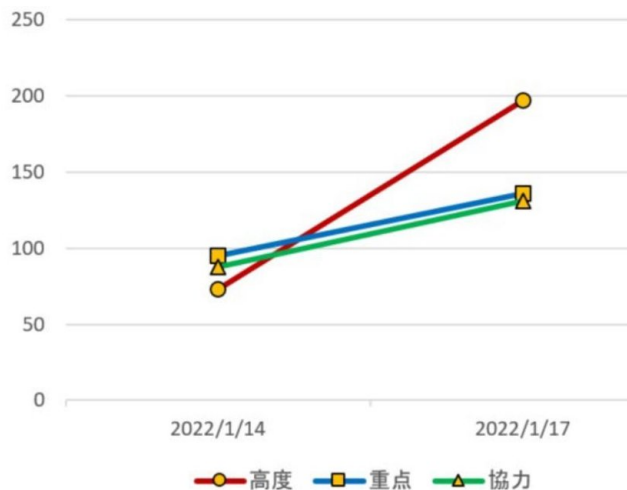
「医療従事者の出勤停止状況日次調査」

○1月17日(月)の出勤停止者数は、県内で464人(速報値)。
○回答医療機関は127でした(回答率65.4%)

◇職種別の出勤停止人数(1月17日)



◇認定区分別の出勤停止人数



他の疾患で入院の必要がある患者がコロナ感染
⇒コロナ病棟で種々の疾患（肺炎に限らない）を診る体制必要
⇒必ずしもコロナ自体は重症ではない

コロナ病棟に入れるしかない
コロナ病床の需要高まるが、診療内容はそれぞれの疾患

コロナ病棟の需要は高い
コロナ病床の需要高まるが、診療内容はそれぞれの疾患

冬場は病床利用率が高い時期にあたるため、
延期可能医療の延期「県医療緊急非常対応指針」発動で病床確保するか・・・

「災害フェーズ」への引き上げ？

オミクロン株による感染拡大を踏まえ、令和3年12月28日から令和4年1月31日までの期間を対象に、感染拡大傾向時の一般検査事業(無料検査)を実施してきたが、対象期間を延長する。

■延長期間 令和4年2月28日まで(予定) ※国と協議して決定

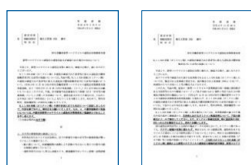
■対象範囲 県内在住で、感染不安を感じる方(無症状者)

(検査拠点数: 1月18日現在登録数 381か所)

【(参考)これまでの実績】 (速報値、ワクチン・検査パッケージ定着促進事業を含む)

期間	PCR・抗原定量			抗原定性			計		
	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)
12/21~12/26	86	0	0.0%	1	0	0.0%	87	0	0.0%
12/27~1/2	5,312	8	0.2%	1,954	0	0.0%	7,266	8	0.1%
1/3~1/9	6,283	130	2.1%	1,458	21	1.4%	7,741	151	2.0%
計	11,681	138	1.2%	3,413	21	0.6%	15,094	159	1.1%

1/14 厚労省通知に基づくオミクロン感染者の取扱い変更等について



令和4年1月5日(1月14日一部改正) 厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

令和3年11月30日(1月14日一部改正) 厚労省事務連絡
「B.1.1.529系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

神奈川県では、L452R陰性率78.3%(1月9日現在)のため、次の対応とする

L452Rの陰性率が70%を超える自治体は、次の対応を行うことができる

陽性者の扱い

- COVID-19陽性者はオミクロン感染者として扱う
- ワクチン接種の有無に関わらず、発症日(検体採取日)から10日後に療養解除

※これまでの療養解除基準と同様(2回陰性確認必須としない)

- 入院時も他の検査陽性者と同室可(陰圧不要)
- 重症患者は変異株PCR検査及びゲノム解析が必要

従来の基準の通り、発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過後にPCR検査で2回連続陰性が確認された場合も退院可能

濃厚接触者の扱い

積極的疫学調査実施要領を基本とし

- COVID-19陽性者の濃厚接触者はオミクロン感染者の濃厚接触者として扱う
- 待機期間は、最終曝露日から10日間
- 無症状の社会機能維持者※は次の取扱いが可能

検査費用は事業主が負担した上で、
・PCR/抗原定量検査...6日目
・抗原検査キット...6日目と7日目
...に陰性が確認できれば待機を解除できる

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

神奈川県における社会機能維持者の事業者

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月●日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、**自治体が適当と認める事業に従事する者。**

1. 医療体制の維持

- 全ての医療関係者
- 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）
- 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
 - ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③生活必需物資提供関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

1

神奈川県における社会機能維持者の事業者

4. 社会の安定の維持

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の業務継続
 - ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等）
 - ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥行政サービス等（警察、消防、その他の行政サービス）
 - ⑦育児サービス（託児所等）

5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等
- 学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

2